

2022年11月24日

新潟県社会保険診療報酬支払基金  
新潟県国民健康保険団体連合会  
審査委員会 御中

新潟県保険医会  
会長 井上 正則

## 10月診療分以降の診療報酬明細書の「摘要」欄記載への 柔軟な対応を求める要望書

診療報酬の審査、支払の業務等ご多忙の折と拝察いたします。

さて、2018年診療報酬改定でレセプト「摘要」欄の記載要領に電算処理システム用コードが付番されて以降、その数は改定を経るごとに増加、複雑化しています。2022年改定では、診療行為が105項目追加され、記載事項が158項目以上追加・改定されました。さらに別表Ⅱ「薬価基準」、別表Ⅲ「検査値」のコードが新たに追加され、これらは2022年10月診療分（11月請求分）から選択入力が求められています。

しかし、コロナ禍で改定時の集団指導（説明会）が中止となるなど、国による周知は不十分であり、更にこの間発出されている訂正通知で、多項目にわたる記載要領の修正が行われています。そのため、前回改定時と同様、10月診療分からのコード選択入力については大きな混乱が予想され、「記載不備」による大量返戻が起きるのではないかとの懸念が広がっています。

つきましては、レセプト「摘要」欄の記載の取扱いについて、下記事項を要望いたします。

なお、当会が加盟する全国保険医団体連合会が厚生労働省に要請を行った結果、社会保険診療報酬支払基金本部・国民健康保険中央会より、10月診療分以降のレセプト請求につき、コード誤りという点のみを以て、一律に返戻や査定等の対応を実施しない旨を確認したとの報告を受けております。

貴審査委員会におかれましても、柔軟な対応を行っていただきたく、お願い申し上げます。

### 記

一、10月診療分からのレセプト請求事務については、一連の事態が落ち着くまでの間は、レセプト「摘要」欄の記録漏れ、記載漏れや間違いがあっても機械的に返戻せず、柔軟な対応をしてください。

一、保険者の申し出による返戻に対しても、一律に医療機関へ返戻せず、柔軟な対応をしてください。

以上